午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は 12 人中 9 名です。定足数に達しております。第 14 回新城市農業 委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。 8番委員、10番委員 にお願いします。 次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

はじめに、第64号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第64号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転10件、賃借権設定1件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻及び臨時雇用3名を予定しており、農作業歴は10年・1年で、年間従事予定日数は150日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具をリースで確保しています。申請地は耕作者の自宅から自転車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,687㎡です。権利取得後は、トマトの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は2年で、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で25分の距離にあり、申請地の隣地に住宅を建築し移住予定であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,515.5㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人と臨時雇用1名がおり、本人の農作業歴は40年、年間従事予定日数 は360日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所 有しています。申請地は耕作者の自宅から自転車で5分の距離にあり、通作に問題はあり ません。取得後の経営予定面積は22,840.85㎡です。権利取得後は、里芋の作付けを予定し ており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人と妻がおり、農作業歴は共に40年、年間従事予定日数は共に300日 であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有してい ます。申請地は耕作者の自宅から自動車で7分の距離にあり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は18,372.6㎡です。権利取得後は、馬鈴薯の作付けを予定しており、 周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5 番。譲受人の親戚間での贈与のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・母・子がおり、農作業歴は共に25年・50年・10年、年間従事予定日数は40日・100日・40日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作

に問題はありません。取得後の経営予定面積は 12,776 ㎡です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 6 番。譲受法人は、経営規模拡大のため 20 年間の賃借権設定するものです。本法人は、令和■年に設立された株式会社で、令和■年■月に農林水産大臣による農業改善計画の認定を受けています。役員は取締役の 1 名で、その他労働力としては臨時雇用 2 名及び下請け会社の協力を予定しています。取締役の農作業歴 10 年、年間従事予定日数は 200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は支店のある■■市から自動車で40分の距離にあり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は104,598.03 ㎡です。権利取得後は、営農型太陽光発電設備の設置 をし、パネル下部にてキクラゲの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。譲受人の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は共に0年、年間従事予定日数は共に150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請地は耕作者の自宅から自動車で50分の距離にありますが、申請地の隣地にて週3日、テイクアウトの店舗を経営する予定であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は274㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に23年・15年、年間従事予定日数は280日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は14,175㎡です。権利取得後は、ナスの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・子がおり、農作業歴は共に24年・24年・5年、年間従事予定日数は350日・300日・10日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は93,534.2㎡です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 10 番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 0 年、年間従事予定日数は 150 日であり、必要 な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地 は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予 定面積は 2,815 ㎡です。権利取得後は、ハウス野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支 障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 11 番。親戚間での贈与のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・母がおり、農作業歴は 25 年・40 年、年間従事予定日数は 300 日・280 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 21,690.57 ㎡です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から11番について、許可することを原案といたします。 第64号議案の説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。

議長

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

12番委員

申請番号6番については、農用地ですか?

事務局

はい、農用地です。

議長

それでは、採決を取りたいと思います。第64号議案について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第65号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

第65号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転13件、使用貸借権設定2件の計15件です。

議案書7ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号1番。使用貸借により、分家住宅へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha 未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関の審査結果通知書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号2番。売買により、駐車場用地として転用するものです。当該地は農地法の手続きが未済で土地利用をしていたことから、始末書が添付されています。

農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号3番。売買により、駐車場・進入路として転用するものです。当該地は農地法の手続きが未済で土地利用をしていたことから、始末書が添付されています。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺 農地への影響はないものと思われます。

申請番号4番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかった

こと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、万が一に隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号5番から8番については、同一事業者による同一事由の転用申請であるため、一括で説明を致します。それぞれ売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分ですが、番号5番の申請地については、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。番号6から8の申請地につきましては、区分分表の第2種農地③と判断しました。いずれの案件も「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透側溝を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号9番と10番については、同一事業者による同一事由の転用申請であるため、 一括で説明を致します。それぞれ売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。 農地区分ですが、区分分表の第2種農地③と判断しました。いずれの案件も「農地以外 の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たしま す。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透井と小堤を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号11番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分ですが、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。いずれの案件も「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透井と小堤を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号12番。売買により、駐車場へ転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で通帳の残高の写しが添付されています。

造成は整地のみで排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、 事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号13番。売買により、駐車場・簡易宿泊所設置の作業場へ転用するものです。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の 低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも 該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必 要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地 の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で通帳の残高の写しが添付されています。

造成は整地のみで排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、 事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号14番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、万が一に隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、転用者が経産省より小売電気事業者認定がなされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号15番。使用貸借により、残土埋立場へ一時転用するものです。この案件は、 転用面積が3,000 ㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問審議の対象となります。

当該地は令和■年■月に一時転用の許可を受けて、不耕作地の埋立事業を行っていましたが、利用予定の土を災害対応等に使用し、当初計画のとおりに事業を完了させることができませんでした。事業完遂のために、再度申請するものです。工事が期間内に終わらなかったことと許可期限を過ぎての再申請となることに対する始末書が添付されています。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha 未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、堰堤を設け、周囲の農地に雨水が流入しないように対処しております。農地復元計画や被害防除計画は適切であり、他法令も調整しております。従前と変わらぬ利用であるため、周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、第65号議案15件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。

議長事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。

第65号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

|議長 | つづいて、第 66 号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程による|

利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第66号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。

議案書13ページをご覧ください。 使用貸借権設定56件、賃借権設定47件であり、そのうち2件が新規設定です。 議案書14ページをご覧ください。

今回の相対での契約は11件です。

(議案書のとおり説明。)

申請番号3番から11番はすべて更新案件となります。

議案書15ページをご覧ください。

申請番号12番からは中間管理事業による転貸の案件であり、すべて更新案件となりま

以上、番号1番から103番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用 計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満た していると考えられますので、第66号議案につきましては適当であるを原案とさせてい ただきます。以上で説明を終わります。

事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号51番から6 ○番について、12番委員が「農業委員会等に関する法律|第31条の規定により議事参 与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議長

議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに替成の方は挙 手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。

議長

続いて、51番から60番になります。ここで12番委員には、一時退室をお願いしま す。

(12番委員退室)

議長

12番委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議長

該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 賛成多数と認め、該当番号については、原案のとおり決定いたします。

議長

事務局は、委員を入室させてください。 (12番委員入室・着席)

議長

議長

次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。

議長

(議案書のとおり説明)

説明が終わりました。

事務局

報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長 ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
以上をもちまして、第14回新城市農業委員会総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。
議長 午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。